

職員新型コロナワクチン接種について **こう考えたらわかりやすいです。20220308**

ワクチン接種の**有効期限は丸6カ月間**という前提で考えてみます。

- (1) 未接種もしくは1回のみ接種の状態→ご自分が感染、重症化しやすく、たとえ無症状でも人にもうつしてしまいます。介護現場では一番困ってしまいます。
濃厚接触者と感染者の扱い→一般人と一緒に。待期期間・療養期間が長いのでシフト等で迷惑をかけることとなります。
- (2) 2回接種後有効期限切れ→感染リスクは高く無症状でも人にうつすと思ってください。
ただし、自分は重症化することは減ります。
エッセンシャルワーカーならばその基準に従いますが個別に判断する必要があります。
ただしシフト等で他の人に迷惑をかけることが多くなります。
- (3) 2回接種後6カ月以内→ワクチン有効期限内なので3回接種と同様と考えてください。
- (4) 3回接種後もしくは有効期限内→残念なことに感染することは（PCR 陽性含む）防げません。そのためマスクとマスクの対応が必要です。但し、PCR 陽性になっても無症状（無症状病原体保有者）なら人にはうつしません（そう考えてみてください）。但し、抗原検査で陽性ならば出勤はできません、これってインフルエンザ予防接種後の感染（抗原検査陽性）と同じですね。それほどPCR検査は感度が高いのですが、感染力がない（保健所の療養期間が過ぎた方も陽性になる）方も陽性になるのが難点です。

同居家族の感染が判明した場合

家庭内感染を防ぐのは非常に難しいです。家庭内で陽性者が出たら、その時点で家庭内マスクなどの対応を常時行っていることを条件に、8日間はホテル宿泊とし、費用は施設で負担します。3日間はホテル待機、4日目、5日目には抗原検査を行い出勤始めるのはエッセンシャルワーカー対応と同じです。

施設内看取りを承諾された家族の面会制限に関して：

病院内では看取りでも、直接面会ができない状態が続いています。

施設内でも看取りの方のご家族が、言葉でしゃべれる時期にお会いできないのは心が痛みます。なんとか看取りの時期、面会者から入居者が感染、それが拡がることを防ぐことで面会が可能か模索しています。条件として新型コロナワクチン接種は、「国民の努力義務」ということなので、直接面会を希望される方は「努力義務」を果たしてもらえれば、年齢制限なく（5歳以上は2回目ワクチン接種後2週間を経過した方含め）、上記（4）を満たしていれば、感染対策をして直接面会は可能と考えます。